

令和2年10月29日
山口県物品管理課

物品の見積書等への押印不要について

物品の契約等の手続きの一部において、下記のとおり、書類への代表者印、社名印等の押印が不要となりましたので、お知らせします。

なお、押印された書類の取扱いについては、従前どおりとしますので申し添えます。

記

1 押印不要となる書類

見積書
納品書

2 押印がない場合の対応

押印されない場合は、当該書類に

「見積提出者の名称、見積提出者の連絡先、当該見積書の担当者氏名」を必ず記載してください。

※確認のため、必要に応じて記載連絡先に連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

3 その他

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

山口県 会計管理局物品管理課 調達班
TEL : 083-933-3950
FAX : 083-933-3969